

氏 名	Abdulrahman Khadija Ali Mohammed
学位(専攻分野)	博士 (経営学)
学 位 記 番 号	博営甲 第11号
学位授与の日付	2016年 9 月24日
学位授与の用件	学位規則 (昭和28年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	RTA Policy of GCC, in terms of GATT/WTO trade system (GATT/WTO 協定下における GCC 諸国の RTA 政策)
論文審査委員	主 査 教 授 岩 田 伸 人 副 査 教 授 薄 上 二 郎 副 査 教 授 亀 坂 安紀子 副 査 東京国際大学商学部 准教授 宋 俊 憲

論 文 の 内 容 の 要 旨

Abdulrahman Khadija Ali Mohammed

This study started with my two questions. The first was why the FTA negotiations between the GCC (composed of six countries: Saudi Arabia, Oman, Bahrain, Qatar, Kuwait and the UAE) and the EU (European Union) could not be concluded. Since the 1980s, the GCC has been progressing the process of regional integrations, which were based on the EU's integration along with the Balassa model. Although the FTA negotiations between them have been held 24 rounds at least since the 1990s, it is difficult for us to foresee the end of their negotiations and the feasibility of establishing FTA. The second was whether the FTA between the UAE and Japan is possible or not. Since the UAE is a member of GCC as a Customs Union, it is impossible for the UAE to establish a FTA with non-member countries, such as Japan. However, in the 2000s, Bahrain (2006) and Oman (2009) had established FTAs with the US individually, although both members of the

GCC. As a hypothesis, there are possibly institutional differences between the GCC and the EU, which are both Customs Union in the RTA (Regional Trade Agreements).

To investigate into the questions, the purpose of this study is to focus on finding out the institutional differences between the GCC and the EU in terms of the WTO agreements and the feasibility of establishing FTA between the GCC/UAE and Japan. This study is based on an institutional approach because all RTAs including the GCC, the EU and other all-regional integrations are based on the WTO (World Trade Organization), or GATT/WTO agreements, as a world trade system.

In Chapter 1, titled “Introduction”, I will introduce my research motive, purpose, method, and background of study. In *Chapter 2*, titled “Literature Reviews”, we recognize the orientation of this study, by looking at useful concepts, such as Balassa Model, trade creation and diversion, RTAs, domestic negotiations and international negotiations, WTO-X and durations, etc.

In Chapter 3, titled “Structural Analysis of the GCC”, we focus on the institutional structure of the GCC on its own in terms of the integration process, involving issues, such as a sticky-labor market in the GCC, export duties and subsidies on oil and the Common Market with common currency as a upper phase than a Customs Union of the GCC according to the Balassa Model. *In section 3.4*, titled “Tariff Collections of the Customs Union”, the two different systems between the GCC and the EU on their CET (Common External Tariff) are discussed. The first is the difference in concept of tariff collection. In the case of GCC, the member states collect import tariffs as national revenue, at the customs office of the import countries (destinations) in the GCC. On the other hand, the EU’s import tax revenues from external trade are mostly provided towards the operation cost of the European Commission, as a supranational organization of the EU. It suggests that the GCC’s priority is on individual national interest rather than on the EU’s interest as a group. The second is the difference in concept of CET between them. The GCC recognizes it as a target or standard. Therefore each member state of the GCC has a different tariff rate on the same goods along with substantial exceptions such as agricultural or industrial tariff lines (as seen later) . In the case of the EU, the rate

of CET is recognized literally a common tariff as a regulation among the member states.

In Chapter 4, titled “The GCC under the Arab League”, I will demonstrate the mutual-relations among regional integrations including GCC, GAFTA and Arab League in terms of GATT/WTO agreements by exploring the position of the GCC in the MENA (Middle East and North Africa). As seen in Figure 1, the GCC has been surrounded by other regional integrations, such as GAFTA (Greater Arab Free Trade Area), and Arab League. The GCC itself was established under the authority of the Arab League, which is a political association of 22 member countries, although the sovereignty of the Arab League over the 22 members is low. While the GAFTA notified the WTO as a FTA consistent with GATT Article XXIV, the GCC could be potentially affected by these regional integrations. Therefore it was necessary to clear the relational between the GCC and them (GAFTA and Arab League).

Among them, *in section 4.5*, titled “the UAE and the GCC”, it is recognized that both the GCC and the UAE fall into the same Customs Union. According to the strategic policy of FTA and/or Customs Union, once a country becomes a member of Customs Union, then it is impossible for the country to establish FTA additionally with non-member countries. Nevertheless, the UAE, which is a member of the GCC, had tried to establish a FTA with the US, although Oman and Bahrain (both the GCC’s members) had already established individually FTA with the US. In this chapter, it is concluded that, in the GCC, there is not a trade-off relation between a Customs Union and a FTA because of their low mutual trust or alliance among the GCC six member states.

In Chapter 5, titled “ Factors of the GCC’s FTA Negotiations”, some cases of the GCC’s FTA negotiations are chosen to summarize the common features of GCC’s FTA policy and the reason why the GCC could not establish FTAs. In 2010, the GCC suspended all its FTA negotiations on the ground of reconsideration except for the GSFTA (GCC-Singapore FTA) and the GCC-China FTA. On the other hand, since the 2000s, the EU and the US have progressed their FTA initiative through Regional Trade Liberalization with WTO-X. The WTO-X composes of Hu-

man Rights Clause (HRC), the Elimination of Export Duties on Oil (see Chapter 3), and the Relaxation of Capital Participation of Foreigner, which are related with the concept of democratization in western ideology. China has been expanding FTA negotiations with developing countries through a regional trade liberalization, which is to eliminate or decrease tariffs mutually. In addition, China's request of decreasing tariffs has been small based on GATT Article XXIV or Enabling Clause.

In Chapter 6, titled "Conclusion", there are five findings as follows:

- 1) The GCC's regional integrations are as complicated as a nest, while the EU has been expanding the scale of its own holding one integrated area.
- 2) The GCC's motive of FTA is for protecting their security from Arabic democracy, whereas the EU's motive is for ensuring energy or oil.
- 3) The GCC's Customs Union is not consistent with GATT/WTO agreements but the EU's Custom Union is consistent.
- 4) The GCC's decision-making is based on consensus of Supreme Council, while the EU is based on a supranational organization, or European Commission.
- 5) The GCC's tariff collection is by Destination Principle, while the EU is by Origin Principle.

As a *derivative hypothesis* from this study, there is a possible shift of alliance from the GCC-EU to the GCC-China under the current trade in the emerging countries.

Limitations, Reflection and Contribution

In this paper, there are two limitations. The *first* is that this research was conducted by the institutional approach with the GATT/WTO agreements, which are based on the market-oriented economy under the concept of western democratization. It might be suitable in the western society, not for other emerging world like a MENA China and others. The *second limitation* is that this research is not enough for analyzing the economic benefits from establishing RTAs because the RTA negotiations come not only from political expectation but also quantitative benefits for their economies.

The *reflection* is that although this research is focused mainly on the difficulties encountering in the GCC-EU FTA, there are more to explore in the integration

process of the EU.

As a *contribution*, this study indicates a few suggestive findings by comparing the regional integration of the EU-type and the GCC-type. There is no other research paper on this issue. The former (EU-type) pursue the traditional integration process theoretically, while the latter (GCC-type) drifts away from the Balassa Model (refer to Chapter 2.2).

審 査 の 結 果 の 要 旨

1. 論文の内容と成果

本学位申請論文は、GATT/WTO 協定の下で、典型的な欧米型 RTA (Regional Trade Agreement: 地域貿易協定) の EU (European Union: 欧州連合) と、非欧米型 RTA の GCC (Gulf Cooperation Council: 湾岸協力会議) の両者の違いを、現実と制度の複眼的な視点から検証した独創的な論文である。

昨今、欧州やアジア太平洋地域を含む世界的な地域統合の新たな動きが見られる現状に鑑みれば、本論文はこの分野の研究の先駆けとして、更なる発展が期待される。

RTA は一般に FTA (Free Trade Agreement: 自由貿易協定) と呼称され 2 国間または複数国間での自由貿易のための諸協定の総称である。従来、我国を含む世界の多くの研究者が地域統合の研究において考察の前提としているのは欧米型の RTA であり、GCC のような非欧米型 RTA の制度および構造が、欧米型のそれと比べどのような違いがあるかについてはほとんど研究されていない。

他方、自由貿易をめぐる国々や地域レベルの動きを見ると、従来の欧米型を前提とする RTA とは異なるタイプの地域貿易協定が出現しつつある。その意味からも、本論文は現在の自由貿易体制の混沌とした状況のあとに現れる新しい貿易体制に関連して、有益な示唆を与えるものである。

ABDULRAHMAN KHADIJA ALI MOHAMMED 氏 (以下、「氏」または「受験者」と略す) の研究は、GCC 加盟 6 カ国の中の UAE (アラブ首長国連邦) の在日大使館に氏が外交官として勤務する中で、本論文のテーマに関わる政府案件を担当したことが動機となっている。その意味で、政策的なレベルでの現実の問題を明らかにし、これを解決するための方策を追求しようとする氏の意欲が論文中に散見され、それによって本論文が文献研究や純理論的な研究とは異なる特色をもつに至ったことも評価に値する。

本論文は次の二つの現実的な疑問から始まっている。

第一に、GCC と EU の間の FTA 締結交渉が完結しないのはなぜか、という疑問である。

1980年代より地域統合のプロセスにある GCC は、第二次世界大戦後に中東・北アフリカで結成された地域の政治的結束を目指した共同体である「アラブ・リーグ」の全22ヵ国が目指す「統合」の理念に沿って形成されたものであり、バラッサ・モデル（論文 p.29）の根拠となっている EU（旧 EC）統合のプロセスが参考にされている。

GCC と EU の両者間の FTA 交渉は1990年代より少なくとも24回は行われているが、2016年現在も交渉は終結していない。

第二は、UAE と日本の2国間 FTA の締結は可能か否かという問題である。GCC 加盟6ヵ国の中の UAE だけが単独で日本と FTA を締結することは、GATT/WTO 協定の GATT 第24条で定める関税同盟のルール上、関税同盟の形成による利益を損なうことになるため、GCC 域内の他の加盟国の同意が得られないはずである。だが GCC 加盟国のバーレーンは2006年に、そしてオマーンは2009年に、それぞれ個別に米国との間で FTA を締結済みである。

これについて本論文では、GATT/WTO 協定に整合する「関税同盟」としての EU と GCC の間に、制度的な相違が存在するのではないかとの仮説を設けて考察を進めている。

本論文ではこれら二つの疑問を解明するために、研究の目的を、第一に WTO 協定から見た GCC と EU の制度的な相違を明らかにすること、第二に GCC /UAE と日本の FTA 締結可能性があるか否かを GATT/WTO の制度面から明らかにすること、の二つとしている。

本論文の研究手法は制度的なアプローチに基づいているが、これは GCC や EU 及び他の国々の全ての地域統合を定める協定（RTA Regional Trade Agreements）が、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）が定める自由貿易のための多数国間ルールである GATT/WTO 協定に基づいているためである。

以下、本論文の内容を各章ごとに概略的に述べる。同時に、本論文で導出された成果についても逐次言及する。

第1章「序章」（Introduction）では、本研究の動機、目的、研究手法、及び研究の背景などを、第2章「先行論文レビュー」（Literature Reviews）では、本研究を進める上で不可欠なモデルおよび概念、すなわちバラッサ・モデル、貿易創出及び貿

易転換、RTA（地域統合）、two-level games、および WTO-Xなどを、主要な先行研究論文を概観することで、研究の方向性を明らかにしている。

第3章「GCCの構造分析」(Structural Analysis of the GCC)では、統合のプロセスから見たGCCそのものの制度的な分析が行われている。バラッサ・モデルに従えば、「関税同盟」としてのGCCは、関税同盟の次の段階である「共同市場」(common market)へ移行するが、その段階では「共通通貨」(common currency)の導入と域内における「人の移動自由化」が不可欠である。本研究では、制度上はGCCが関税同盟の段階から共同市場の段階へシフトしているにもかかわらず、域内の加盟国間での人の移動は従来通り制限されたままの硬直的な労働市場であること、及び国家の主要な収入源である石油(oil)へ輸出税と国内補助金が導入されており、いずれもGATT/WTO協定に整合的か否かが不明確なこと、更に共通通貨については導入に積極的なサウジアラビア、消極的なUAEなど加盟国間で意見が異なり2016年現在も導入されていないこと、などの事実関係とその根本要因について論じている。同3章の第4節では、「関税同盟の関税徴収」(Tariff Collections of the Customs Union)と題して、域外共通関税(Common External Tariff)におけるGCCとEUの関税徴収の制度上の相違点を、特にGCC内部の制度面から明らかにしている。その第一は、GCCとEU間における関税徴収の概念(concept)の違いである。GCCの場合、加盟6か国は輸入関税をGCC域内の当該製品の輸入国(仕向地)の税関(customs house)で徴収する。他方、EUの場合、域外からの輸入品に課された関税の大半は一旦、最初の陸揚げ港で徴税された後EUの超国家機関であるEC委員会(European Commission)が吸収しこれをEU組織の運営費用に充てているため、EUでは加盟国の受取る関税収入は実質的に存在せず、徴税権も存在しない。これらの事実から、EUでは個々の加盟国よりも「組織」としての関税同盟自体の利益が優先され、逆にGCCでは組織自体の利益よりも、加盟する個々の国家の利益が優先される傾向が強いことを明らかにしている。第二は、域外共通関税(CET)についての両者(GCCとEU)の考え方の違いである。GCCは、域外共通関税(5%単純平均)を目標値または標準値(standard)と見なしている。よって、GCC加盟6カ国は、自国の産業を域外製品の輸入から守るために域外共通関税の例外を設け、その結果同じ輸入製品に対して各国で異なる関税を課している。他方、EUの域外共通関税は、域内加盟国が遵守すべき共通の関税とされており、全ての加盟国の間で厳格に統一されている。

第4章「アラブ・リーグ下でのGCC」(the GCC under the Arab League)では、

まず GATT/WTO 協定の視点から、本文の図 1 に見るように、アラブ・リーグを最も大きな地域統合の枠組みとして、その中に「入れ子」のように形成されている複数の地域統合、すなわち GCC や GAFTA (Greater Arab Free Trade Area : 大アラブ自由貿易地域) の相互関係を明らかにしている。加盟 6 か国から成る GCC は、加盟 22 か国から成る政治的共同体「アラブ・リーグ」の権威の下で設立された。尤も、共同体の母体とも言えるアラブ・リーグは WTO 上の地域統合としては認知されておらず、加盟国に及ぼす政治経済的な影響力も弱い。他方、GAFTA は、GATT 第 24 条に整合する FTA として WTO で認知されている。本論文では、GCC がこれら複数の地域統合から潜在的な影響を受けている可能性があるとして想定し、GCC とこれら複数の地域統合との関係性を明らかにしている。とりわけ、第 4 章 5 節「UAE と GCC」(the UAE and the GCC) では、GCC が WTO 整合的な関税同盟であり、GCC の一加盟国である UAE が事実上 WTO 未登録の関税同盟であることを明確することで、両者の制度的にユニークな関係を明らかにしている。一般に、ある国が関税同盟のメンバーになれば、その国は、もはや新たに非加盟国との間で FTA を締結することは出来ない。それにもかかわらず、GCC の加盟国である UAE は、米国との間で FTA を締結しようとした。既述のように、同じ GCC 加盟国のオマーンとバーレーンは、当時すでに米国との間でそれぞれに FTA をすでに締結していた。本章で明らかになったのは、関税同盟を構成する国々が、その後に FTA を形成することが地域統合の目的上は形成不可能であるにもかかわらず、GCC ではそれが事実上、可能であること、即ち GCC では関税同盟と FTA の間にトレードオフの関係がないことである。これは、GCC 加盟 6 カ国の間に、関税同盟としての相互の信頼関係が弱いためと推察され、本論文の幾つかの研究成果の中で特に高い評価に値する部分のひとつである。

第 5 章「GCC の FTA 交渉の諸要因 (Factors of the GCC's FTA Negotiations)」では、GCC の数多くの FTA 交渉においてそれらに共通した特徴を抽出するために、幾つかのケースに分けて展開している。

2010 年には、GCC は進展中の FTA 交渉を見直す (reconsideration) という理由で、シンガポールとの FTA (GSFTA) 締結以外の、全ての FTA 交渉を停止した (suspension)。他方、EU と米国は、2000 年代より途上国に対して、“WTO-X” を伴う要求すなわち “FTA イニシアチブ” を進めてきている。WTO-X とは、人権条項 (human rights clause : HRC) の順守、石油輸出税の撤廃、民主化 (democratization) の要求、

外国人の現地資本参加条件の緩和など、既存の WTO 協定には明文化されていない事項からなり、米国と EU がそれぞれ独自に途上国との FTA 交渉を進める際に、WTO-X をセットにすることで自国に有利な交渉を推進しようとするものである。

他方、中国は、関税の相互撤廃のみからなる地域貿易自由化を通じて、中東・北アフリカを含む多くの途上国と FTA 交渉を展開している。中国の関税削減に関する要求は、GATT 第24条及び授權条項に基づくものであり、先進国に比べて交渉の条件が緩い。

第6章「結論」(conclusion)では、本論文の成果として下記の5点、派生的な成果として1点、加えて本論文の限界と反省点、及び、若干の学術的に貢献できる点を示している。

- 1) GCC の地域統合は、既存の最も大きな枠組みとしてのアラブ・リーグを含む「入れ子」構造の中に在るために、それら既存の複数の地域統合から制度上の影響を受けているのに対して、EU のそれには他の地域統合に影響されることはなく GATT 第24条整合的な地域統合の発展プロセスを辿っていること。
- 2) GCC の (EU との) FTA 締結の目的は、中東地域のアラブ民主化運動の波から GCC 各国内の君主制を維持することにあり、EU の目的は、石油エネルギー資源の安定確保にあること。
- 3) 制度上は、GCC の関税同盟の段階は GATT/WTO ルールに非整合的だが、EU の関税同盟は同ルールに整合的であること。すなわち、GCC の域内加盟国においては関税同盟と FTA が併存している一方、EU では関税同盟のみが存在していること。
- 4) 対域外貿易の拡大よりも国内基幹産業の保護が優先される GCC の意思決定方式は加盟6カ国全ての賛成が必要な「コンセンサス方式」だが、EU のそれは超国家機関としての「欧州委員会」が28カ国の貿易交渉の代表権を有して交渉に臨んでいること。
- 5) GCC の共通域外関税は、関税を域内の輸入国が関税収入として得られる仕組みである「仕向地主義」に拠っているが、EU のそれは「原産地主義」に拠って各国の関税収入の全てが EU の組織運営コストに充てられること。よって、国家の主権の一つである関税徴収権は、GCC の場合は加盟各国に委ねられるのに対して、EU の場合は関税徴収権が国家ではなく EU の運営機能を担当する「欧州委

員会」に委ねられていること。

なお、派生的な成果として、「GCC の FTA 交渉パートナーは、従来の EU に代わって中国のような新興諸国にシフトする可能性がある。」と付記している。

本研究の限界 (limitation) と反省 (reflecting) について、次の二点が示されている。

研究の限界としては第 1 に、本研究が GATT/WTO 協定から見た制度的アプローチによって進められた点、第 2 に、本研究の EU と GCC の比較研究の尺度として用いたのが欧米型のコンセプトによって構築された GATT/WTO 協定であること。特に、後者は本研究に一定の研究の限界を与えたと思われる。つまり、GATT/WTO 協定に整合的であることは、欧米型を志向する国家や社会には有利に適合するかもしれないが、MENA 諸国や中国などの非欧米型の新興諸国には充分には適合しないかもしれない。第 2 の研究の限界としては、本研究が RTA の設立によって生じる経済的利益の分析には不十分であったという点にある。と言うのも、RTA 交渉の動機には政治的利益への期待だけでなく、経済的利益への期待にも拠るからである。

反省すべき点としては、本研究では GCC-EU FTA の難しさの原因を考察することに絞っているが、他方の EU 側の経済統合プロセスについては十分な分析がなされていない点である。

本研究の学術的貢献に関しては、地域統合という視点から EU と GCC の二つの関税同盟を比較することで、これまで関連の専門的分野では見られない幾分かの示唆的な発見がなされた点にある。

以上が本論文の構成である。

2. 評価

2016年6月29日午後4時より、本学（総研ビル14604教室）にて審査委員4名による本学位申請論文に関する最終口頭試問を実施した。当日は受験者による口述発表に続き、各審査員から当該論文の既述内容および研究の目的と成果、さらに関連の疑問点について、厳密な質疑が行われた。これら全ての質疑に対して、受験者は的確かつ真摯に回答した。試験委員4名は、当該論文が独創的かつ今後の発展性を期待させる内容であるという点につき、見解の一致を得た。

世界の貿易体制をつかさどる GATT/WTO の多数国間自由貿易の理念に反して、

2000年代からは地域を限定した RTA または FTA と総称される貿易協定が世界中に 200 以上も形成されている。この数は今後も増加する傾向にある。受験者が、中東 6 カ国による GCC と EU との FTA 交渉に関わる問題点を、自らの外交官としての興味と交渉経験から、政策助言的な内容を含むに至った点を、審査委員 4 人は、大いに評価するものである。

地域貿易協定に関わる現実の問題を扱った論文の多くは、欧米型の自由貿易体制および自由貿易ルールを是とする前提をおいている。今後もこの流れは続くに違いない。

しかしながら、他方では国際貿易体制を支える普遍的なパラダイムとされてきた欧米型民主主義の広がりにも限界が見え始めていることは、論文（p.98 参照）の事例が示唆している。また GATT/WTO 協定および GCC 6 カ国の地域統合約束を定めた統一経済協定（the Unified Economic Agreement : UEA）のいずれも、関税同盟のメンバー国が独自に域外国と新たな地域統合を形成することを実質的に禁止している。にもかかわらず、GCC のメンバー国であるオマーンとバーレーンそれぞれが米国と単独の FTA を形成したことは（p.49 参照）、欧米型自由貿易の発想とは次元の異なる地域統合の考え方が中東諸国にはあることを改めて認識させる。いずれにせよ、日本を含めて欧米型市場メカニズムを前提とする学界の今の流れに代わる、新しい発想が必要なことを明示したという意味で、学界への貢献度も高いと評価できる。論文全体の構成も、国際的な学術論文としての枠組みをほぼ満たしており、瑕疵も見当たらない。

特に評価に値する事項として、以下の点が上げられる。

第 1 に、本論文が欧米型地域統合の最も代表的なケースとして知られる EU と非欧米地域統合の GCC を、GATT/WTO 協定という両者が共通に満たすべきルールの視点から制度的分析をおこなったという点である。前者（EU）は、バラッサ・モデルに従えば関税同盟を経て共同市場の段階にあり、また共通通貨の導入が未完成であるにもかかわらず、自由貿易体制と欧米型民主主義を同一視した FTA 交渉を GCC との間で進めてきた（p.98 参照）。その結果、GCC は EU との FTA 交渉を停止して、中国との FTA 交渉を加速化させている。中国は GCC との FTA 交渉に際して、EU のように欧米型民主主義の押し付けはせず、相互の関税撤廃のみの FTA 交渉を展開している。この事例から欧米型の民主主義と市場経済主義を前提とした貿易交渉には限界が見え始めたことが本論文から改めて認識させられる。

第2に、中東・北アフリカ地域は一見すると地域統合の枠組み（協定や共同体）が幾重にも重なる“入れ子”のような複雑な地域統合を形成しているが、これらは最終的には、最も大きな枠組みであるアラブ・リーグという全加盟22カ国からなる共同体の実質的な完成を目指すプロセスの過程にあることを論文の中で明らかにしたことである。つまり、EUは独仏両国を基点として、新たな加盟国を増やしながら外に向けて拡大しているのに対して、中東・北アフリカの地域統合は、最初に22カ国による緩い政治的共同体が形成され、その内側に重複して形成された地域統合は最終的に22カ国による地域統合に至る、まさにEUとは逆のプロセスを辿っていることが明確に示された点は大いに評価できる。

第3に、GCCの共通域外関税は、域内の輸入国が自国の関税収入として得られる仕組みである「仕向地主義」に拠るが、EUのそれはEUの組織運営コストに関税収入が充てられる仕組み、すなわち「原産地主義」に拠っていることを明らかにした点である。一般に関税同盟及び共同市場を形成すれば、国家の「関税の徴収権」および「人の移動を制限する権利」が失われてしまうという認識がある。実際に、そのことが英国のEU離脱のきっかけとなった。他方、GCCの場合は、EUと同じく関税同盟から共同市場へのプロセスを辿っているにもかかわらず、EUのような問題は起きていない。このことは、EU型ではなくGCC型の関税同盟・共同市場の方が、制度上の優位性が高いということを本論文が明示したことになるのである。

以上のように、本論文はEUとGCCの2つの地域統合を比較することによって、当初の目的である「EUとGCCのFTA締結可能性はあるか否か」への回答を考察する過程で、上記の新たな派生的結論を示した。そこに至る論文構成および論述内容の適切性、導出結果の新規性等から総合的に判断して、優れた学術論文であり、課程博士学位の授与にふさわしい水準に達したと認められる。なお、受験者は、以下の3編の単著論文を公表し、単独の学会発表を4回行っていることを付記する。

<論文>

Khadija Abdulrahman (March 2014) “*The FTA policy of GCC and UAE-Japan Economic Relations*” Aoyama Journal of Social Sciences; Economic, Law and Business Vol.42, No.2, pp.39-70.

Khadija Abdulrahman (September 2014) *“The GCC Trade negotiations’ cases on FTAs in terms of goods and services”* Aoyama Journal of Social Sciences ; Economic, Law and Business Vol.43, No.1, pp.1-24.

Khadija Abdulrahman (March 2015) *“Uniqueness of the GCC”* Aoyama Journal of Social Sciences ; Economic, Law and Business Vol.43, No.2, pp.1-28.

<学会発表>

Khadija Abdulrahman (27th July, 2013) *“Developing the UAE-Japanese relations beyond Oil; Environment /Human Resources; FTA; the case of Singapore & Japan”* 日本貿易学会 東部部会 (会場：明治大学)

Khadija Abdulrahman (8th March, 2014) *“Developing the UAE-Japanese relations beyond Oil; the GCC FTA negotiations; the case of Great Arab Free Trade Agreement”* 日本貿易学会 西部部会

Khadija Abdulrahman (19th April, 2014) *“Developing the Japan-UAE Relations beyond Oil under the possibility of FTA between GCC and Japan”* 日本国際経済学会 東部部会 (東洋大学)

Khadija Abdulrahman (5th December, 2014) *“The Uniqueness of the GCC/UAE Relation beyond Oil under the possibility of FTA between GCC and Japan”* 異文化経営学会 (青山学院大学)

3. 結論

以上により、本審査委員4名は全員一致して、本申請論文を大学院学則第36条2項の基準に照らし、学位規則第7条第1号に規定する博士論文（経営学）として合格と判定し、博士（経営学）の学位を授与するに値すると認める。